

会 費 納 入 規 程

第 1 条（総 則）

本協会の会員は、定款第 7 条にもとづき本規程の定めに従い協会の運営に関する会費を納入する。

第 2 条（会 費）

会員の会費は、次の各号により算定する。

1. 貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送を除く）

（1）入会金 50,000 円（新規会員のみ）

（2）平等割 1 社月額 4,000 円

（3）車両割 大型車 1 両月額 250 円

中型車 1 両月額 210 円

小型車 1 両月額 170 円

2. 車両を保有していない貨物利用運送事業者

（1）入会金 50,000 円（新規会員のみ）

（2）平等割 個人加入の場合 月額 12,000 円

団体加入の場合 個人会費月額×構成員数

但し、車両を保有する貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業者の算定方法に準ずる。

第 3 条（車両の種別）

第 2 条第 1 項に定める車両の種別は次の区分による。

（1）大型車 最大積載量 6 トン以上の車両

（2）中型車 最大積載量 2 トンを超え 6 トン未満の車両

（3）小型車 最大積載量 2 トン以下の車両

但し、いずれの区分も被牽引車は除く。

第4条（車両数の算定）

第2条第1項の算定基礎となる車両数は次の愛知運輸支局への届出車両数により算定する。

- | | |
|-------------------|--------|
| （1） 第1期分（4月～6月） | 12月末現在 |
| （2） 第2期分（7月～9月） | 3月末現在 |
| （3） 第3期分（10月～12月） | 6月末現在 |
| （4） 第4期分（1月～3月） | 9月末現在 |

第5条（会費の納入通知）

協会は、前条により算定した会費を四半期毎に納入通知書をもって会員に通知する。

第6条（会費の納入方法）

会員は協会が発行する請求書により毎四半期毎に期日までに納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から自動引落としにより納入する。但し、会費の自動引落としを希望しない場合は銀行振込または所属する支部への現金持参払いによるものとする。
- 3 四半期の途中で入会する会員は、入会承認月から月割により会費を納入する。
- 4 四半期の途中で退会する会員は、退会届へ記載した退会月分までを月割により会費を納入する。

第7条（未収会費の取扱い）

協会は、毎四半期末までに会費を納入していない会員に対して、「督促状」を送付し、支払の履行を促す。従わない場合は、定款第10条第1項にもとづき会員の資格を喪失する。

第8条（臨時会費）

協会は、特別の支出を必要とする場合、臨時会費を徴収する。その金額及び徴収方法等については、その都度理事会において定める。

第9条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1.平成6年12月7日理事会承認の「会費納入要領」については廃止する。
- 2.本規程は、令和元年12月3日から施行する。
- 3.令和5年3月22日理事会において承認。同年4月1日より改正施行する。第7条（未収会費の取扱い）催告通知の取り止めと督促状の通知対象者の変更。